

八戸市こども計画（案）の概要について

1. 経緯

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、市町村は国のことども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画の策定に努めることとされました。このような中、県でも、令和7年度から11年度を計画期間とする青森県こども計画が策定されました。

当市では、こども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成17年に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後も5年ごとに必要な見直しを行い、昨年度には、「第3期八戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しましたが、当該計画から継承する形で、「八戸市こども計画」を策定します。

2. 計画期間

令和8年～令和11年度（4年間）

3. 計画の対象者

こども、子育て当事者、若者（概ね40歳未満：今回から拡大）

4. 八戸市の現状と課題の把握

合計特殊出生率や人口の推移等、統計データから市の現状を把握し、令和5年度に実施した「八戸市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」及び、令和7年度に実施した「こども・若者アンケート調査」「こども・若者オンライン意見箱」の結果を分析することにより、当市における課題を整理します。

5. 計画の概要

これまで取組を進めてきた第3期八戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）の理念を継承しつつ、「子育て家庭への経済的支援」、「不安や悩みを抱えるこども・子育て家庭に寄り添う支援」、「子どもの豊かな学びと体験につながる環境整備」、「子育て支援情報を届けるための情報発信の強化」の更なる充実を図るほか、新たに「若者の仕事や結婚等への支援」、「多様化することども・若者を支える体制づくり」など、幅広い分野にわたる取組を促進します。

【基本理念】こどもたちが地域の中で大切に育まれ
豊かで幸せな自分の未来を拓いていけるまち

5. 計画の構成

【基本目標】

- 1 こどもの誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援
- 2 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり
- 3 若者の希望をかなえ、安心して暮らせる環境づくり
- 4 支援が必要なすべてのことども・若者・家庭等へのきめ細かな取組の推進
- 5 こども施策の共通の基盤となる取組の推進

【具体的施策】

各基本目標の下に具体的施策を位置付け、施策ごとに実施する取組内容を明確にします。あわせて、取組の進捗や成果を把握し、必要に応じて施策の見直しや改善につなげるため、進行管理指標を設定し、継続的な点検をおこないます。

【こども・子育て支援事業計画】

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他、施策の実施に関する基本的な考え方や推進方策を示しています。

【計画の推進体制】

毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、八戸市子ども・子育て会議で審議を行い、必要に応じて計画の見直し等、必要な措置を講じていきます。

【別冊 事業一覧】

当市のこども・子育て支援施策を推進する具体的な事業 202 事業（再掲を含む）を掲載します。

【お問合せ】 八戸市こども健康部 こども未来課
TEL:0178-43-2167(直通)
FAX:0178-43-2144